

意見書

平成 15 年 6 月 9 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう
郵便番号 103-0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこぎきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成15年5月20日付け情審通第71号で公告された省令案に関し、別紙の通り意見を提出します。

接続料規則の一部を改正する省令案に対する意見

今後、利用が増加すると予測されるドライカップの利用形態は多くの場合、施設設置負担金を支払っている加入電話とISDNからDSL+IP電話サービスへの移行と考えられている。

従って、多大なコストをかけて施設設置負担金の支払いの有無により接続料を区分することは、適切ではないと考えます。

施設設置負担金の支払いの有無に着目せず、第一種指定端末系伝送路設備の原価を単純に総回線数で除すことによってドライカップの接続料を算定する改正案は、接続事業者及び利用者の双方にとって合理的な算定方法と考えられるので、改正案に賛成します。

-以上-